

烏丸通まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「烏丸通まちづくり協議会」（以下「本会」という）とする。

(目的)

第2条 烏丸通は、明治45年に拡幅整備されて以降、京都を南北に貫くメインストリートとして栄え、大正天皇や昭和天皇の即位大礼の際には行幸道路となるなど、格調ある通りである。これらの歴史的背景も踏まえ、烏丸通が賓客を迎えるにふさわしい通りとなることを目指し、烏丸通沿道の事業者、住民、行政等の協働により、沿道環境整備の推進や、さらなるにぎわい創出に向けた取組を進めることを本会の目的とする。

(活動の内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 烏丸通の目指すべき将来像に関する協議・検討
- (2) 烏丸通のまちづくり提案および関連する制度やルールの協議・検討
- (3) 烏丸通のまちづくりに関する交流・調整・相談事業
- (4) 会員への情報提供に関すること
- (5) 他のまちづくり組織との連絡調整
- (6) 烏丸通のまちづくりに関する広報・普及・イベント事業
- (7) その他前条の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、丸太町通から五条通間の烏丸通沿道の事業者及び住民並びに本会の趣旨に賛同する者のうち、会長に入会を承認された個人又は団体とする。

2 会員は下記のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
正会員以外の者で、会長が認めた個人、団体、行政機関、学識経験者等

(入会)

第5条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を必要とする。

(会費)

第6条 会員は、別途定める会計規則に従い、会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、年会費及び臨時会費とする。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人もしくは団体が解散したとき。
- (3) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、退会は任意とするも、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号に一に該当するときは、その会員に弁明の機会を与え、幹事会の議決を経て、除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この規約及び別に定める規定に違反し、又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(役員)

第10条 本会には次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 10名以内
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名（幹事と兼務できない）

(役員を選出と任期)

第11条 幹事及び会計監査は、総会において、正会員の中から正会員の出席者の過半数の賛成をもって選任する。

- 2 幹事及び会計監査が在任期間を残して退会し、緊急に補充する必要がある場合は、幹事会において正会員の中から選任して補充することができる。
- 3 会長は、幹事により互選された、個人又は団体の代表者とする。
- 4 会計は、幹事の互選による。
- 5 役員任期は二年とし、再任はさまたげない。
- 6 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(役員任務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 幹事は、幹事会の構成員として、規約及び総会の決議に基づき、本会の目的達成のために必要な事項を実施する。
- 3 会計は、本会の会計を管理する。
- 4 会計監査は、本会の会計の監査を行う。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、その役員に弁明の機会を与え、総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 本会の役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身等の故障等のため任務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(総会)

第14条 本会に総会を置く。

- 2 総会は正会員で構成し、会長が招集する。特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 総会は本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する次の号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約及び会計規則の変更
 - (2) 活動方針、事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他本会に関する重要な事項
 - (5) 解散
- 4 総会は、毎会計年度1回以上開催するほか、次の各号に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要であると認めたとき。

(2) 正会員の2分の1以上の者による書面による請求があったとき。

- 5 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者が務める。
- 6 総会は正会員の2分の1以上の出席で成立する。
- 7 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、解散の決議については、出席した正会員の3分の2以上をもって行う。
- 8 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前2項の規定の運用については、総会に出席したものとみなす。
- 9 会長は、必要な場合において、総会に有識者や関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第15条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で構成する。
- 3 幹事会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 4 幹事会は、本会の目的達成のために必要な事項のうち、総会での議決を要しない事項について審議し、議決する。
- 5 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ開会することができない。
- 6 幹事会の決議は、出席した幹事の過半数をもって行う。
- 7 会計監査は、幹事会に出席し、必要に応じて意見を述べるすることができる。
- 8 会長は、必要な場合において、幹事会に有識者や関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本会の運営に関わる、庶務、広報及び会計事務を担当する。

(専門部会)

第17条 会長は、会の活動及び運営上、必要があると認められるときは、専門部会を置き、または意見を求めることができる。

- 2 専門部会は、幹事会の承認を経て設置する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の議を経て、会長が別途定める。

- 2 特別の事情により会長がやむを得ないと認めた場合、本規約によらないことができる。

付則

- 1 本規約は、本会設立の日(平成24年12月25日)から施行する。
- 2 本会設立当初の第10条に掲げる役員任期は、第11条第5項の規定にかかわらず、平成25年4月1日から起算するものとする。
- 3 設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 第5条の規定にかかわらず、発起人が所属する団体及び本会設立の日までに入会申込書の提出を行った者は、本会設立の日をもって会員となったものとする。その際の正会員と特別会員との別は、発起人が定める。
- 5 本会の設立当初の会計年度においては、第14条の規定は適用しないことができる。